

浜松科学館リニューアル検討会設置要綱

(設置)

第1条 浜松市は浜松科学館のリニューアル計画を検討するため、浜松科学館リニューアル検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討会では、次の事項を所掌する。

- (1) 浜松科学館のリニューアル計画に伴う展示場についての現状評価及び課題の検討
- (2) 前号の検討に基づく科学館の果たす役割や展示のあり方についての検証
- (3) 展示場及び展示品についての更新内容、規模及び範囲についての検討

(構成)

第3条 検討会は市民委員及び庁内委員で構成し、10名以内とする。

- 2 市民委員は、学識経験者、教育関係者、産業界関係者等から、個別の意見を聞くため浜松市長が委嘱する。
- 3 庁内委員は関係所管部の行政職員のうちから市長が任命する。

(会長)

第4条 検討会には会長を置く。

- 2 会長は、市民委員及び庁内委員の中から選出する。

(会議)

第5条 検討会は会長が招集し、議長となる。

- 2 検討会において会長が、必要があると認めるときは、関係者に出席を求め意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 事務局は市民部生涯学習課に置く。

(任期)

第7条 市民委員及び庁内委員の任期は平成28年3月31日までとする。

(謝礼)

第8条 市民委員の謝礼は、予算の範囲内において支給する。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。